

2020年7月27日

2020年度 新島学園短期大学 緊急学生支援金募集要項

1. 支援概要

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の学業生活に支障をきたすような重大な影響を受けた学生に対して、経済的支援を行います。

2. 支援の対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のいずれかの事項に該当し、家計困窮により経済的支援が必要と認められる学生

- A) 生計維持者が失職（自営業者の場合は、廃業）した場合
- B) 生計維持者の勤め先の経営不振により大幅に減給した場合
- C) 生計維持者が自営業者であり、利益が大幅に減少した場合
- D) 学生本人のアルバイトによる収入が大幅に減少した場合
- E) 学生本人のアルバイトによる収入見込みが大幅に減少した場合
- F) その他経済的支援が必要と認められる場合

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の推薦を受けた学生は対象外とします。

3. 支援の内容

10万円または5万円を給付します。（返還不要）

4. 総予算

100万円

5. 申請方法

緊急学生支援金の給付を希望する学生は、申請期間に以下の書類を提出してください。

- ① 申請理由書（A4の用紙・様式自由）[必須]
家庭や自分の収入などの大幅減によって、学生生活を維持するのが困難であるなど、緊急支援の必要性を具体的かつ詳細に記載してください。（400字以上）
- ② 家計収入または学生本人のアルバイト収入等が減少したことが分かる書類の写し（収入の明細書や振込みが確認できる通帳）[必須]
- ③ その他収入に関する書類 [任意]

提出先 新島学園短期大学 学務課 窓口持参・郵送 どちらでも可

①～③とも学籍番号・氏名を明記し、「緊急学生支援金申請書類」在中と朱書きした角 2 (A4 判が折らずに入る大きさ) の封筒に封入のうえ、提出すること。

6. 申請期間

2020 年 7 月 27 日 (月) ～ 8 月 24 日 (月)

7. 採用者の決定

申請内容に基づき、家計困窮度により選考し、採用者を決定します。

(必ず採用される訳ではありません。) なお、選考内容に関する照会については、一切応じかねます。

8. 採用者の発表

2020 年 9 月中に本学ポータルサイトを通じてお知らせします。なお、発表に関する個別の照会については、一切応じかねます。

9. 給付時期

2020 年 9 月中 (予定)

10. 給付方法

本学の修学支援金 (全学生に一律 30,000 円) を支給した口座に振り込みます。

11. 緊急学生支援金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、緊急学生支援金を全額返還していただく場合があります。

- A) 虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- B) 学則第 45 条*により懲戒処分を受けた場合
- C) その他緊急支援の必要性が認められなかったとき

* 学則 45 条

本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為等があると認められる者に対し、学長は、これを懲戒する。懲戒は、訓戒、謹慎、停学および退学とする。

12. 問い合わせ先

新島学園短期大学 学務課

以上